

2004（平成16）年6月29日

総務省行政管理局情報公開推進室「意見・要望」係 様

情報公開に関する意見

記

1.（知る権利の盛り込みについて）

現行の情報公開法（以下「法」）の制定過程で「知る権利」について、かなり議論がありながら、結局見送られ、「説明責任」にとどまった経緯があります。「知る権利」と「説明責任」とは、本来、表裏一体のものであり、「知る権利」を欠いた情報公開法は、国民の権利保障として弱い側面があることは否めません。一方、地方自治体の情報公開条例では、「知る権利」と「説明責任」とを併記したものも多くなり、情報公開法の基本的な立ち遅れが明白になっているおりからも、この度の見直しに当たって、「知る権利」の盛り込みは不可欠です。

2.（開示請求の運用について）

- 1) 文書特定の必要上、ある程度は理解されますが、開示請求後、実施機関から、「該当する文書は存在しないから」などの理由から、開示請求書の文言の修正・補正を要請されることがよくあります。慎重なのはよいとしても、実施機関が運用に窮屈・神経質になり過ぎて、開示請求に煩瑣な思いをさせられるのは、法の趣旨に反するものです。
- 2) 現行の実施機関からの開示決定通知書では、「開示する行政文書の名称」は明示されますが、原請求の文言（開示請求書の）をも併せて明記する書式にする方が、開示請求者の意図（原請求）と開示結果とが明示されて、利用者からすれば利便性が高まります。また、文書不存在についても、明記すべきです。
- 3) 現在の「行政文書開示請求書」（標準様式第1号）は、「請求する行政文書の名称等」の記入欄が狭く、利用しにくいので、拡大が望ましい。

3.（手数料について）

- 1) 開示請求手数料の算定にむらがあるようで、開示請求の第一段階から、請求者を萎縮させることになりかねません。
- 2) コピー費用についても、文書全体が膨大になる場合も少なくなく、1枚20円の負担は過大です。せっかく開示されても、費用面からためらわざるを得ない場合もあり、配

慮が必要です。

4. (不服申立てについて)

- 1) 不服申立てから、情報公開審査会への諮問までに時間がかかり過ぎ、救済措置の実効性を著しく殺いでいることから、早急な是正が必要です(国土交通省関連の私の不服申立て3件については、諮問までに12か月ないしは16か月を要し、1件は18か月を経過するも未諮問です)。こうした現状からすれば、法第18条に「速やかに諮問」等の規定を付加すべきです。
- 2) 情報公開審査会の審議には、私の場合、4か月ないしは15か月を要していますが、個別具体的に丁寧な審査がされていることに労を多としたいと思います。ただし、審査案件がたまり過ぎ、答申が遅れがちなのは審査会の責任に帰するのは酷としても、審査会委員の増員など早急な対応が必要です。

5. (自治体条例の運用状況の調査等について)

すでに全国の自治体では、かなりの運用実績が蓄積されています。この機会に全国の自治体の情報公開条例等の運用実態についての詳細調査をも実施し(結果は公表)、そのデータを今回の見直しに生かしてはどうでしょうか。

また、施行以後、現在に至る国における法の運用実態データをも総括的に把握し、活用することは当然です(できれば、平成15年度までのデータが望ましい)。